**私立幼稚園への入園を希望される保護者の皆様へ**

# 幼児教育・保育の無償化の認定手続きについて

私立幼稚園の園児が無償化の対象となるためには、**全員**以下のいずれかの手続きが必要となります。なお、**認定日は遡ることができない（転入を除く）**ため、早めの申請をお願いします。

## 1 認定区分について

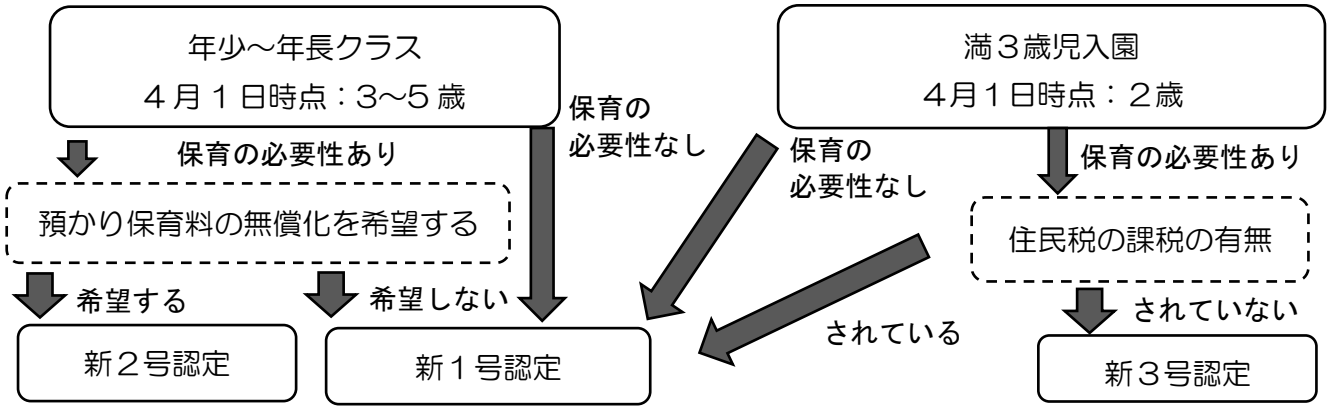
| 認定区分 | 新１号認定 | 新２号・新３号認定 |
|---|---|---|
| 対象経費 | 月額授業料＋入園料 | 月額授業料＋入園料＋預かり保育料 |
| 対象児童 | ①すべての満 3 歳児以上 | ①保育の必要性(＊)のある世帯の 3 歳児以上（新 2 号）<br>②保育の必要性のある住民税非課税世帯の満 3 歳児（新 3 号） |
| 月額上限額 | 月額 28,000 円 | 月額 28,000 円＋490 円×利用日数<br>※預かり保育料の月額上限：12,300 円<br>（新 3 号の月額上限は 17,700 円） |
| 申請書類 | 子育てのための施設等利用給付認定申請書 | |
| 添付書類 | ①代表保護者のマイナンバーカードのコピーまたは<br>代表保護者の本人確認書類のコピー（免許証等）と代表保護者のマイナンバーが確認できる書類のコピー（通知カード等） | ①代表保護者のマイナンバーカードのコピーまたは<br>代表保護者の本人確認書類のコピー（免許証等）と代表保護者のマイナンバーが確認できる書類のコピー（通知カード等）<br>**②保育の必要性を証明する書類**<br>※ **同居する 65 歳未満の祖父母**がいる場合は**祖父母の保育の必要性を証明する書類も必要**です |

**＊保育の必要性については、p.2 を参照ください。**

※月額上限額を超過した分については、保護者負担になります。また、PTA 会費や教材費等は無償化の対象外となります。

※必要書類の提出がない場合、認定が行えない可能性がありますので、ご注意ください。

※保育の必要性に変更があった場合は、変更の手続き等が必要となります。



**＊保育の必要性**

新２号･新３号認定を希望する場合、保護者が以下の理由に該当していることが必要となります。なお、**同居する 65 歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母の保育の必要性についても証明が必要となります。**

| 保育を必要とする理由 | 認定期間（有効期間） | 必要書類 |
|---|---|---|
| 就労（育休含む） | 雇用の定めによる | 就労証明書 |
| 妊娠・出産 | 出産予定日の前後２か月まで | 母子手帳のコピー |
| 保護者の疾病等 | 疾病等が回復するまで | 診断書、障害者手帳等のコピー |
| 介護・看護 | 介護・看護をしている病人が回復するまで | 診断書、障害者手帳または介護保険被保険者証のコピー |
| 求職活動 | 3 か月間 | ハローワーク受付票のコピー |
| 災害 | 災害の復旧に必要な期間 | 被災証明書等 |
| その他 | その他の理由に応じて決定 | その他の理由による |

※　就労証明書は発行日から 3 か月以内、診断書は 6 か月以内のものが有効となります。

## ２　申請方法について

**「入園する幼稚園」or「こども課」へ書類を提出します。**

**【提出期限】　施設の指定日または認定希望日の前日(こども課必着)まで**

郵送の場合、封筒に施設名と氏名を記入して提出してください。

※　郵送でこども課へ提出する場合は、封筒と切手を各自ご準備ください。

※　こども課窓口で直接提出する場合は、封入不要です。

- 認定結果として『施設等利用給付認定通知書』を後日送付します。
- 認定された場合、施設へ『施設等利用給付認定通知書』を提示してください。
- 新２号認定を受けている児童で、**保育の必要性がなくなったときは、新１号認定への変更申請が必要となります。**また、**保育の必要性に変更があった場合（例：求職活動⇒就労）も変更届が必要**となります。認定日は遡ることができませんので、お早めにお手続きください。
- 須賀川市から転出した場合、転入先の市町村で再度認定申請を行ってください。申請の詳細については、転入先の市町村へお問い合わせください。
- 授業料の取り扱い(支払い不要、支払い後清算など)は、施設へお問い合わせください。

**【問い合わせ先】須賀川市教育委員会事務局こども課**
**ＴＥＬ：０２４８－８８－８１２４**